

資料紹介

郵政資料館所蔵「正院本省郵便決議簿」

井上 卓朗

一 はじめに

郵政資料館が所蔵する正院本省郵便決議簿は、明治三年（一八七〇）前島密が郵便創業を建議した時から二年間にわたる、郵便に関する省議の起案文書、決裁文書類をまとめた簿冊である。

郵便創業から四十年を経過した今日においても、郵便創業の経緯が詳細にわかるのは、この資料によるところが大きい。

かつて、中村日出男^①が、調査報告書『郵便創業時の起案文書 正院本省郵便決議簿 第壹号』^②において、その来歴と主な文書の内容について詳しい解説を行った。この報告書には、解説とともに決議簿（第壹号）の影印と通信博物館時代に作成された解説写本が掲載されており、その全容を見ることができるといえる。

また、『杉浦譲全集 第三卷』^③にも、杉浦譲^④が民部省出仕の後駅通司に在勤していた、明治三年六月（一八七〇年六月）から同四年八月（一八七一年九月）までの分が翻刻収録されている。

しかし、第壹号、第貳号を通しての完全な翻刻や精緻な研究はまだ行われていない。

二 「正院本省郵便決議簿」の概要

郵政資料館所蔵の郵便決議簿には「正院本省郵便決議簿 第壹号 明治三年」「正院本省郵便決議簿 第貳号 明治四年」の二冊があり、第壹号には前島密が起案した郵便創業の起案文書を筆頭に二十五件、第貳号には郵便取扱開始準備のための官員巡回の文書を筆頭に九十三件の文書が収録されている。

このように「郵便決議簿」は、郵便に関する省議のうち決裁されたものを綴じこんだ簿冊と考えられる。駅通明鑑^⑤の引用文献をみると、郵便以外にも庶務、会計、建築など各種の決議簿が存在したと考えられるが、当時の簿冊で現存しているのは当館が所蔵するこの二冊のみである。この二冊の書誌情報は次のとおりである。

正院本省郵便決議簿 第壹号 明治三年

〔表題〕

明治三年 正院本省郵便決議簿 駅通寮 □□課

〔寸法〕

縦二五・五センチ、横十六・五センチ、厚さ三センチ

〔表紙ラベル〕

公第七四号一四二

〔背ラベル〕

第一号決議

〔裏表紙ラベル〕

□ 雑ノ部 五九

〔罫紙〕

内務省十行罫紙に筆写。図は無罫紙に画かれる。

正院本省郵便決議簿 第貳号 明治四年

〔表題〕

自明治四年正月至十二月 正院本省郵便決議簿 駅通寮 郵便課

〔寸法〕

縦二五・六センチ、横十八・五センチ、厚さ四センチ

〔表紙ラベル〕

公第七四号一四三

□□□□ 六十

〔背ラベル〕

第二号決議

〔罫紙〕

内務省十行罫紙、内務省十三行罫紙、大蔵省八行罫紙、福井県八

行罫紙を取り混ぜ編綴。図は無罫紙に画かれる。

〔特記事項〕

佐屋路道替（新東海道）実施⁶の際提出された郵便脚夫賃銭書

上帳（熱田駅）、郵便船賃銭御請書（桑名駅）、郵便脚夫賃銭御請書・

脚夫御受書・五里已内配達村々調帳（前ヶ須）、五里以内配達村々

書上帳（福田）については、捺印が実物であるため、筆写ではな

く原本が綴られていると考えられる。

新東海道は明治五年（一八七二）から一般通行を開始したが、

郵便は一年先行してこのルートを使用している。

また、福井県⁷ 罫紙による仮郵便取開伺いの仮規則⁷についても原本と考えられる。

三 「正院本省郵便決議簿」の制作年代

この決議簿には制作年の記載がないため、その年代を検討してみたい。タイトルにある「正院」とは、明治四年七月十四日（一八七一年八月二十九日）の廃藩置県後「左院」「右院」と共に設置された太政官職制の最高機関である。正院は政務を行う従来の太政官に相当し、太政大臣、納言（八月、左大臣、右大臣に代わる）、参議で構成され、その下に各省が設けられていた⁹。

その下の「本省駅通寮郵便課」は、駅通寮が所属していた省とその所属部局、部署を示している。

駅通寮の前身である駅通司は、当初民部省に所属していたが、明治四年七月二十七日（一八七一年九月十一日）から大蔵省の所属となり、同年八月駅通寮に昇格、明治七年（一八七四）一月から内務省の所属となった。

その後、駅通寮は、正院が廃止され太政官内閣制が成立した明治十年（一八七七）一月¹⁰に駅通局と改称され¹¹、明治十四年（一八八一）四月から農商務省に所属している。

郵便課は、明治五年四月（一八七二年五月）管船課などとともに設置¹²されたが、明治六年（一八七三）一月には郵便規画課、郵便調整課など五課に分課¹³され、郵便課の名称は廃止された。

そのため、決議簿のタイトルの本省とは大蔵省であり、本書は駅通寮郵便課が同省に所属していた明治五年（一八七二）末までにまとめられたものと思われる。

しかし、現存する決議簿は、主に内務省の公用箋に記載されているため、その内容の大半は、内務省に所属した明治七年（一八七四）以降に筆写されたものと考えられる。

明治三年九月一七日（一八七〇年十月十一日）の切手製造に関する項は、

(朱書)

「此日段ハ正院へ問合せ之ヲ知レリ、九年十二月十九日ナリ」

との記載がある。すなわち「明治九年十二月十九日に、切手製造の太政官決議の日付を正院へ問い合わせることでできた」という内容であり、明治九年（一八七六）の段階で、決議簿の内容を修正したことがわかる。

また、同年十一月二十日（一八七一年一月十日）の郵便時間表校正彫刻に関する項には

(朱書)

本文加除折衷別紙之通トアレ共別紙ハ此ニ纏込無之ニ付其儘ニ略ス、後ノ見ル者ヲシテ疑ヲ解ク為ニ之レニ記ス

明治六年九月十日

岡崎

という明治六年（一八七三）の注記がある。これは、筆写の際、郵便決議簿の原本に別紙が無かったことを示している。しかし、この時期は内務省が設置される前であるため、この注記自体も筆写と考えられる。

ただ、明治四年（一八七一）の第弐号に関しては、明治七年以降の筆写にもかかわらず、前述の佐屋路道替（新東海道）実施の際に提出された郵便脚夫賃銭書上帳や、福井県野紙による仮郵便取開伺いの仮規則等、原本と思われる資料が綴られていることなど意味深い。

四 失われた各種決議簿

前節で紹介したように「駅通明鑑」には決議文書の出典として、各種の決議簿の引用が見られる。

これには、第壹号（明治三年）、第弐号（明治四年）、第参号（明治五年）、第四号（明治五年）、第五号（明治五年）の引用があり、「正院本省郵便決議簿」は少なくとも第五号まで存在していたことがわかる。

また、明治五年（一八七二）以降の引用には「本寮郵便決議簿」などの名称が、「正院本省郵便決議簿」と並列的に出てくる。これは、複数の郵便決議簿が存在した可能性を示している。

郵便以外には、正院本省決議簿庶務第壹号、拾参号、正院本省決議簿会

計課第壹号、正院本省調度決議簿庶務第壹号、正院本省決議簿規画課第壹号、正院本省建築決議簿庶務第壹号、正院本省建築決議簿会計課第壹号の引用があり、本省内の各部署の決議簿が存在していたことがわかる。

また、明治十八年（一八八五）に農商務省駅通局が発行した「駅通局類聚摘要録」には、明治六年（一八七三）から十五年迄の各種決議簿からの引用が見られる。郵便に関しては「正院本省調整決議簿」から引用されている。この調整という名称は、前節で述べた明治六年（一八七三）一月に分課された郵便調整課に由来するものである。外国郵便については「本省外国郵便決議簿」、飛信通送の関係は「正院本省飛信通送決議簿」からの引用である。

これらの決議簿の中で、現存しているのは「正院本省郵便決議簿」の第壹号、第弐号のみであると前述したが、実は、このほかに「駅通寮（本寮）調整決議簿第壹号（明治六年）」が現存している。記載された内容は、残念ながら明治六年（一八七三）一月から三月までの三ヶ月間のみである。件数は七十三件の文書が収録されている。

決議簿に限らず、明治期の本省決議文書の原本がほとんど消失した原因として考えられるのは、関東大震災による通信省庁舎の罹災である。

大正十二年（一九二二）、関東地方に発生した大地震により、東洋一の建物と称された通信省庁舎は全壊し、本省内に保存されていた文書類はすべて失われてしまったと考えられる。

郵政資料館の前身である通信博物館は、当初この建物内に設置されていたが、前年の大正十一年（一九二一）に飯田橋へ移転していたため、難を逃れることができたのである¹⁴。

五 「正院本省郵便決議簿」に収録された文書

第二節で述べたとおり、第壹号には二十五件、第弐号には九十三件の文書が収録されている。

第壹号は、郵便創業の建議に関連する文書が大きな比重を占めている。

第弐号は、第壹号とくらべて文書量が約四倍に増加している。これは郵

便創業前後の諸準備や対策、創業後の大阪以西・以南、長崎までの延伸等に伴って、業務が増加したためと考えられる。

文書量の増加傾向はその後も続いており、前節で紹介した明治五年（一八七二）の郵便決議簿は、第参号、第四号、第五号の三分冊になっている。明治六年（一八七三）の調整決議簿が三ヶ月間で七十三件となっているのも同様の傾向を示すものとなっている。

各号の文書の内容を目次により紹介すると、次のとおりである。

「正統郵便決議簿番号目次 明治三年」

- 第 一 東京々西京大阪之間毎日郵便御発行相成度云々仕法書取調伺
○六月
- 第 二 東京々西京大阪之間毎日郵便御発行相成度云々仕法書取調伺
○七月
- 第 三 東西両京并大阪間郵便新式法取建可相成ニ付本司山内大佑外三人巡回ニ付取扱振諸件伺并府藩県江達し按及び陸運会社取建説諭振共
○八月
- 第 四 郵便時間表摺立枚数之義ニ付大蔵省江掛合并回答
○九月
- 第 五 郵便法御開ニ付三都役所諸規則并書状切手売下金取扱振人足賃錢渡し方共取調伺
○十月
- 第 六 郵便賃錢切手製造方之義ニ付大蔵省江掛合并回答
- 第 七 郵便器械并役所向模様替之義ニ付大蔵省江掛合
- 第 八 大阪出張吉井権大丞信書郵便御取開ニ付京阪定飛脚屋共より歎願差出候義ニ付云々掛合并二回答
○閏十月
- 第 九 用度司々役所營繕取掛前ニ而置場差支ニ付兼而注文之郵便諸器械自今者大蔵省出張江向ヶ引渡云々掛合
○十一月

第十 通商司々四日市元魚会所納屋壱ヶ所百拾坪余建家土蔵とも引渡之義掛合

第十一 郵便法御取開ニ付継場駅々飛行人足定員之義ニ付云々伺

第十二 東京府々府下飛脚問屋より生業之義ニ付歎願云々掛合并回答

第十三 郵便役所用諸品受取方之義ニ付云々大蔵省江掛合

第十四 東京府江郵便書状集箱置場之義ニ付掛合按

第十五 郵便時間表校正彫刻之義ニ付大蔵省江掛合

第十六 真中権少佑義東海道并京坂郵便役所諸規則取調として差遣ニ付而者新式之義ニ付大少令史之内壱人付添外云々伺

第十七 信書官便御取開ニ付四日市郵便役所義書状集箱置場へ目印建方之義ニ付大蔵省へ掛合

第十八 郵便役所建増之義ニ付大蔵省江掛合

第十九 郵便御取開ニ付東海道駅々江書状集々箱并其他器械之義ニ付伺并小田原藩外藩県江御達
○十二月

第二十 両京并大坂間郵便御発行之義ニ付御布告按添伺

第二十一 郵便賃錢切手製造之義ニ付大蔵省江掛合

第二十二 郵便御開ニ付検査済并賃錢切手済黒印彫刻方之義大蔵省江掛合

第二十三 郵便役所仕足し營繕之義ニ付大蔵省江掛合

第二十四 東京府下郵便賃錢切手売捌所標札製造方大蔵省江掛合

第二十五 四日市郵便役所營繕出来ニ付渡方之義營繕司より掛合致付属式人輪番を以て相詰云々伺

「正統郵便決議簿第貳号目次 明治四年」

第一 郵便御取開之ため東海道品川より守口まで官員巡廻ニ付地方官江達し
○正月

第二 郵便刻付箋摺立方之義大蔵省江掛合

第三 東京府より郵便切手売下ヶ所取調書御一覽

第四 江勢兩國駅通掛より郵便之義ニ付云々伺并御指令

- 第五 郵便時間表摺立方之義大藏省江掛合
- 第六 郵便切手壳捌高取調表彫刻方之義大藏省江掛合
- 第七 東京府より切手壳捌人江時間表御渡方外件々伺并御指令
- 第八 郵便器械製造方大藏省江掛合
- 第九 郵便切手摺立方大藏省江掛合
- 第十 東京府より郵便書状箱見守番之者江切手壳捌をも為取扱候云々届御一覽物
- 第十一 京坂出張所より五嶋少佑巡廻外件々報知一覽物
- 二月
- 第十二 四日市郵便役所及書状集箱置場拾式ヶ所江目印旗取建方之義二付伺
- 第十三 郵便御發行前二付官員一同四日市郵便役所相詰度云々伺
- 第十四 郵便御發行二付東海道駅々近傍村名、里程等取調書上梓之義二付大藏省江掛合
- 第十五 郵便書状集箱之義二付大藏省江掛合
- 第十六 郵便役所内造作模様替之義二付大藏省江掛合
- 第十七 郵便役所小遣兼門番并書状集メ配達人抱入之義伺
- 第十八 郵便切手發行前各局ニおゐて買上ヶ方之義辨官江伺
- 第十九 郵便切手払下ヶ方之義辨官江伺
- 第二十 郵便時間賃錢表東京府下張出之義二付上申
- 第二十一 郵便役所表門前床店引払申付候二付御手当金被下方伺
- 第二十二 府下郵便書状集函見守人より請書
- 第二十三 郵便役所小遣兼門番并書状集メ配達人より請書
- 第二十四 郵便書状川崎宿まで持出し脚夫賃下渡し伺
- 第二十五 郵便御發行之義二付辨官江御達し
- 第二十六 駅通司定式掛郵便役所合併之義二付辨官江伺
- 第二十七 郵便御發行之義二付東海道江達し
- 三月
- 第二十八 郵便集配人泊番夜具御渡方之義大藏省江掛合
- 第二十九 西京江四九ノ日差立ノ御用便來三月より廢止之義辨官達し
- 第三十 郵便御發行二付出發時間表御一覽物
- 第三十一 郵便を以て御用物差立方之義二付辨官江伺
- 四月
- 第三十二 郵便役所并函場江差出候旗章製造方大藏省江掛合
- 第三十三 郵便役所焚炭之義二付大藏省江掛合
- 五月
- 第三十四 川崎宿より郵便脚夫八ツ山下ニおゐて盜難云々届出
- 第三十五 水口藩より切手壳捌代上納途中盜難云々届
- 六月
- 第三十六 静岡藩より同前之義水口藩往復書類添云々届
- 第三十七 郵便切手壳捌代金外書類根局送致方之義云々駅々江達し
- 第三十八 神奈川駅郷方取締小机村浅田金七、横浜弁天通三町目山室龜吉兩人江郵便取扱方被命度云々伺
- 第三十九 横浜表郵便役所御取設可相成二付仮役所造作并諸器械製造方大藏省江掛合
- 七月
- 第四十 横浜港江郵便役所設置更ニ早達之郵便御取開之義民部省布達
- 第四十一 横浜表郵便役所御取開相成駅通司官員出張可致二付諸事可打合云々神奈川県江達し
- 第四十二 同郵便役所江地方官員出張之義二付辨官江伺
- 第四十三 東京、横浜間至急便御開二付脚夫之者途中発病或者足痛之節代人足差立方之義神奈川、品川兩県江達し
- 第四十四 郵便出納精算表御一覽物
- 第四十五 東京、横浜間汽車運轉二付云々大藏、工部兩省御達接
- 八月
- 第四十六 熱田駅々通掛より同所池立間ニおゐて郵便物賊難届
- 第四十七 郵便律取建方正院伺
- 第四十八 大坂以南之向者月五六回宛幸便を以て差立方本司達し賃錢表共
- 第四十九 東京、横浜之間往復書状幸便差立方之義大藏省布達
- 第五十 函館、新潟、長崎、神戸之四港ニ郵便法方御取開二付本寮官員

諸道へ巡廻及び沿道蛮築之地江郵便取設方取調可申出旨大藏省
布達

○九月

第五十一 熱田郵便脚夫切害被致候付而者嚴重探索方司法省江掛合
桑名駅々通掛より郵便脚夫殺害之義ニ付届并沿道府県江達し方

正院伺

第五十三 熱田郵便脚夫被切害候もの、父母妻子等所置方之義ニ付伺

第五十四 東京府より切手売捌人奥田平兵衛新吉原町より出火之節類焼郵
便諸器械焼失之義ニ付云々伺出候ニ付所置方司法省江掛合之上

東京府江指令

第五十五 郵便切手賊難之義ニ付京都府より伺并御指令

第五十六 同前之捕縛相成候云々同府より届

第五十七 名古屋県より尾勢州間ニおゐて脚夫を殺害致し候賊相成候云々
届

第五十八 熱田桑名両駅郵便脚夫殺害被致候者江金拾両宛被下候云々名古屋
屋桑名両県江達し

第五十九 名古屋県より郵便脚夫殺害致し候黨類捕縛之義ニ付届

第六十 堺芝村両県より郵便物途中賊難之節紛失物届

第六十一 佐屋路道換ニ付差向き郵便道を右ニ取極候云々名古屋桑名両県
并一般御布達

○十月

第六十二 名古屋県より郵便脚夫切害致し候賊徒於大阪悉皆捕縛届

第六十三 大阪府より同前囚人名古屋県江引渡候云々届

第六十四 横浜英米佛郵便函借請料下渡し候云々伺

第六十五 全国地名字引輯纂方伺

第六十六 郵便為取開長崎まで沿道各所江官員派出之義ニ付伺

第六十七 同断県々御達方伺

第六十八 郵便取扱向陸運会社江申付候義ニ付伺

第六十九 郵便概算并規則相定候義ニ付伺

○十一月

第七十 長崎表まで郵便御取開可相成ニ付規則書取調御布告按正院伺

第七十一 同断ニ付沿道府県江御達し

第七十二 同断ニ付件々伺

第七十三 東京外三ヶ所電信局郵便役所兼用之義ニ付伺 廻議貳図合併

第七十四 日誌新聞書籍見本類賃錢改正之義正院伺

第七十五 東京より長崎まで郵便御開ニ付沿道府県并太政官日誌御掲載之
義ニ付伺

第七十六 工部省より電信機使用并郵便役所電信局兼用之義ニ付往復

第七十七 郵船之義ニ付正院伺

第七十八 郵便時間改正之義伺

第七十九 横須賀浦賀其他近傍市在江郵便御開之義ニ付伺

第八十 横須賀往復之汽船江行李運送為致候義ニ付伺

第八十一 福井県下郵便取開之義ニ付伺

○十二月

第八十二 横須賀其他江郵便御開之義ニ付伺

第八十三 同前之義ニ付同地往復汽船江行李運送之義云々正院伺

第八十四 福井県より管下郵便御開ニ付最寄県々江御達之義御指令并御達
し

第八十五 東京長崎間郵便御開之義外国新聞翻譯書記録寮より差廻ニ付一
覧物

第八十六 駅通頭大坂出張之所郵便御開之都合未夕行届さる場合有之ニ付
巡廻せしめ度云々伺

第八十七 武州金澤横須賀浦賀三崎等江郵便御開相成ニ付取扱所外方
法為取調村上権少属巡廻之義伺并神奈川県江御達

第八十八 御用状表書認方之義ニ付御布告按正院伺

第八十九 根立中属戒能好幸九州四国路江巡廻ニ付云々県々江達し

第九十 大和河内和泉紀伊江十二月より郵便取開云々正院江御届

第九十一 西京大阪神戸兵庫堺大津等郵便回類之義正院江御届

第九十二 駅通頭大坂出張先より書状目方之義ニ付云々申越候ニ付伺

第九十三 郵便取扱所之者当寮附属之名目被下度義ニ付伺

六 「正院本省郵便決議簿」の翻刻と調査

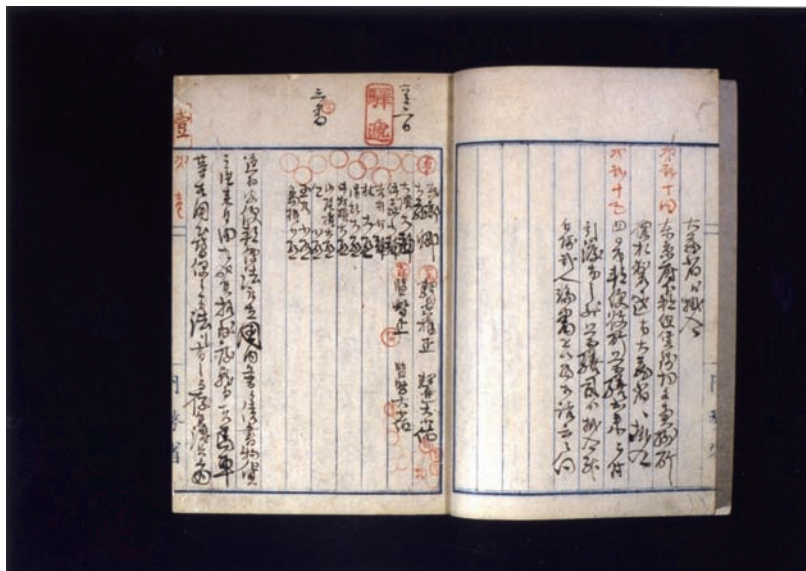
郵政資料館では、創業期郵便資料の基礎的調査の一環として、再度この決議簿の翻刻を行うこととし、昨年、田原啓祐¹⁵⁾が第壹号の完全な翻刻¹⁶⁾を行った。引き続き、本年は第貳号の翻刻を行い、最終的には調査研究報告書として発表する予定である。これにより「正院本省郵便決議簿」の全容が初めて解き明かされることになる。

注

- (1) 元郵政研究所附属資料館主任学芸官
 - (2) 研究調査報告書『郵便創業時の起案文書 正院本省郵便決議簿 第壹号』(郵政省郵政研究所附属資料館、一九九一)
 - (3) 『杉浦譲全集 第三卷』(杉浦譲全集刊行会、一九七八)
 - (4) 杉浦譲 一八三五～一八七七 旧幕臣(外国奉行支配組頭)、文久元年、文久三年渡欧、維新後、前島とともに民部省改正掛に勤務、駅逓権正在職五十日足らずで渡英した前島密の後任として実質的に郵便の創業準備・開業を行った。
 - (5) 農商務省駅逓局が、郵便を含む交通・運輸・通信に関する各種決議簿により明治元年から明治五年までの決議文書を採録・編集、明治十五年に「駅逓明鑑」と題して出版したもので、全十一巻(十冊)に及ぶ。郵政資料館と国立公文書館が原本を所蔵している。
 - (6) 幕末から明治にかけて交通量が増大し、佐屋湊が土砂の堆積等で川船の往来が難しくなったことから、明治五年新たに前ヶ須(弥富市)を通る新東海道が定められた。郵便は、それに先行する形で、明治四年から新東海道路線を郵便線路としたことがわかる。
 - (7) 明治四年十一月二十日設置、同年十二月二十日に足羽県と改称された。現在の福井県は明治十四年二月七日福井を県庁所在地として設置。
 - (8) 明治四年十二月、福井県から「越前国より加賀、越中、越後の諸国と、近江国を経て京都・大阪の二府に達する信書通送を郵便施行までの間、仮規則をもって行ないたい。」という申請に添付された福井県による郵便の仮規則。県運営の郵便については井上卓朗「近代郵便の成立過程―公用通信インフラによる郵便ネットワークの形成―」(『郵政資料館研究紀要』第二号(二〇一一))参照。
 - (9) 『国史大辞典 第八巻』一九二頁(吉川弘文館、一九八七)、石井寛治「大系日本の歴史十二 開国と維新」二六三頁(小学館、一九八九)参照。
 - (10) 「正院ノ称及正権大少史主事法制官以下並出仕御用掛廃止」(太政官第一〇号達、明治一〇年一月十八日)
 - (11) 「各省中諸寮ヲ廢シ局ヲ設ケシム」(太政官第三号達、明治十年一月十一日)
 - (12) 「駅逓寮分化」(明治五年四月)内閣記録局編『法規分類大全』官職門一官制八九六頁
 - (13) 「駅逓寮ノ分課ヲ改正ス」(明治六年一月)内閣記録局編『法規分類大全』官職門一官制九〇一頁
 - (14) 井上卓朗「郵政資料館所蔵資料概要」(『郵政資料館研究紀要』創刊号(二〇一〇))参照。
 - (15) 大阪経済大学日本経済史研究所特別研究員
 - (16) 郵便決議簿の翻刻は元通信博物館職員比企野一郎による判読写本のほか、NHK学園講師桜井克己によるものがある。今回の田原啓祐による翻刻は桜井版を参考に行っている。
- (い)のうえ たくろう 日本郵政株式会社郵政資料館 資料専門員)



正院本省郵便決議簿 表紙



正院本省郵便決議簿 第壹号 6月部分